

三重県海岸保全基本計画検討委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、「三重県海岸保全基本計画検討委員会」(以下、「委員会」という。)

(目的)

第2条 委員会は、海岸法に基づき三重県知事が策定する、「三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画」及び「熊野灘沿岸海岸保全基本計画」の変更を行うにあたり、海岸法第二条の三第2項に基づき、海岸に関し学識経験を有する者からの意見を聴くことを目的として、三重県知事が設置する。

(検討委員会)

第3条 委員会は、海岸に関し学識・経験を有する者から構成し、三重県知事が任命する(別表1)。

2 委員の任期は、任命した日から委員会意見を三重県知事に提出した日までとする。

3 委員会には委員長、及び副委員長を置き、事務局が指名するものとする。

4 委員会委員長は、検討委員会の円滑な運営と進行を行う。

副委員長は、委員長を補佐し、また、委員長に代わって委員長の職務を代行することができる。

5 委員会は、委員の2分の1の出席を持って成立する。

6 事務局は委員会の意見を取りまとめ、委員長の確認を得たのち、委員会意見として三重県知事へ進言する。

(他の専門家からの意見)

第4条 委員会は、委員以外の専門家からの意見を受け、それを参考に委員会意見を作成することができる。

(情報公開)

第5条 委員会は非公開とする。議事、資料については三重県ホームページにて公開するものとする。ただし、個人のプライバシーにかかわる事項や特定の野生生物の保護に著しい支障が及ぶ恐れがある場合などは、その一部または全部を非公開とする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は別表2のとおりとし、会議資料の作成、議事録の作成等庶務全般を行う。

附則 この規約は、令和5年10月25日から施行する。

別表 1（規約第 3 条）

名古屋大学大学院教授	水谷 法美
名古屋大学 減災連携研究センター 減災研究連携領域 教授	富田 孝史
三重大学 生物資源研究科 教授	松田 浩一
三重県漁業協同組合連合会 常務理事	服部 弘
鳥羽市立海の博物館 館長	平賀 大蔵

別表 2（規約第 6 条）

三重県農林水産部農業基盤整備課	
三重県農林水産部水産基盤整備課	
四日市港管理組合経営企画部建設課	
三重県県土整備部港湾・海岸課	総括事務